

森大輔法律事務所 News Letter

2020年
2月号
VOL.10

企業法務にお役立てできる情報もりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？森大輔法律事務所の弁護士はいつも真剣そのもの！でも、弁護士はとて身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、企業法務に役立てていただける記事はもちろん、勉強会の案内、おすすめ情報など、情報もりだくさんでお届けします！

目次

- P1 弁護士 森 大輔 代表挨拶
- P2 事務所報 「企業内向け出張セミナー」
事務所報 「Facebook利用のお知らせ」
事務所報 「社労士の先生方向けセミナー開催のお知らせ」
- P3 事務所報 「弁護士横山智実がテレビに出演しました」
事務所報 「顧問先様 特別セミナーご招待」
- P4 事務所報 「事務所旅行のご報告」
森代表のゴルフ紀行

弁護士 森 大輔 代表挨拶



新聞等でも話題になっておりますが、昨年パワーハラスメントを防止する措置を企業に義務付ける関連法（パワハラ防止法）が成立しました。別頁での説明もごさいますように、私は企業研修やセミナー等でパワハラについてお話をさせて頂く機会も多いのですが、パワハラかどうかを見極めることは非常に難しく、他のハラスメントより比較的判断が難しいとお話しをさせて頂いております。

そもそも、企業活動の発展に厳しい指導は不可欠だろうと考えております。そのため、パワハラ

は日常業務に常につきまとう問題であり、その許容範囲が我々弁護士が判断する上でも非常に難しい問題であると認識しております。

この点、時々、「部下がパワハラだと思ったらその時点でパワハラになってしまうから、もう注意や指導などはしないよ。」等という声を聞くことがあります。しかしながら、これは大きな誤りです。これでは、企業の発展はありえません。裁判所もパワハラかどうかを認定する際に、その上司と部下の関係がどのような関係であったのかという点まで考慮しております。全く信頼関係が築けていない上司から言われるのと、信頼関係が築けている上司から言われるのでは受け取り方が全く違います。そうだとすれば、パワハラを防止するためには、普段から上司と部下の適切な人間関係を築くという最も基本的なことが重要なのではないのでしょうか。

社労士の先生方にはすでにご聴講して頂きましたが、パワハラ問題をもっとくわしくお知りになりたい方、また会社様は是非お気軽にお問い合わせください。

事務所報「企業内向け出張セミナー」

当事務所では、日頃からご愛顧いただいている顧問先企業様や、講演のご依頼を頂きました企業様を対象に、弁護士が出張し、ご要望に合わせたセミナーを行っております。事前にご依頼主様のご希望のテーマ、時間、どのような方々にご聴講されるかなどを、詳細に打ち合わせ、レジュメなどの組み合わせをした後に開催します。

最近、お客様からのご要望で多いのが「景品表示法」に関するセミナーです。この法律に関する諸問題は、当事務所が特に注力しており、セミナー以外でのご依頼も増えております。先日、出張させていただいたセミナーでは、景品等の表示の中でも「不実証広告」という、客観的な実証に裏付けられていない広告等の規制についてお話ししました。

「不実証広告」に当たらないというためには、専門家の見解や文献、試験や調査等によって効果や性能が事実であることが実証できなければなりません。また、その提出された資料が、広告等の表現と対応していなければなりません。これらの規制を、具体的な違反事例を挙げたり、聴講されている方々と適宜、質疑応答をさせていただくなどして、セミナーを進行いたしました。皆さまとても真剣に聞いて下さり、企業における当分野の重要性や関心の高さを実感しました。

今後も当事務所では、お客様の健全な事業活動をサポートするため、柔軟に出張セミナーを開催する予定です。講演料金は、テーマ・回数・内容により調整させていただきますので、お気軽にお問い合わせください。



事務所報「Facebook開設のお知らせ」

皆さま、Facebookはご利用でしょうか？

当事務所では弁護士森大輔のFacebookに、事務所の情報も掲載しております。セミナー情報や、必見！の当事務所にまつわる絶対に面白い情報が満載！！というのはいき過ぎですが、見て損はしないようなページを目指して更新していきたいと思っておりますので、気になった方はご覧ください。友達リクエストやシェアも歓迎です。

サイトURLは、

<https://www.facebook.com/profile.php?id=100018516150835> です。

QRコードも作成したので、ぜひご活用ください。



事務所報「社労士の先生方向けセミナー開催のお知らせ」



今年も当事務所では、社労士の先生を対象とし、使用者側に特化したセミナーを実施いたします。すでに第1回目は、2月20日に「パワハラ防止法」というテーマで行われました。

パワハラ防止法は大企業は今年の6月から施行（中小企業は22年からの適用予定）される法律で、企業に相談窓口の設置や再発防止策を求めるなど、企業側にとっては決して軽くはない内容です。セミナー参加者のご質問などから、ご参加いただいた先生方も危機感を持って聴講して下さっていたように感じました。

また、5月21日には「労働者派遣法」というテーマでお話をいたします。労働者派遣に関する法律は、ここ十数年で目まぐるしく変わってまいりましたが、働き方改革の一環として今年4月にも改正が行われます。人材不足が深刻な中で、上手く人材や仕事を回していくためには、最新の労働者派遣法の理解が重要と言えます。5月21日の「労働者派遣法」のセミナーのみのご参加も可能です。ご興味がある方は、当事務所のホームページからのお申込みも可能ですし、お電話（03-6226-5096）やメール（担当：新保 shinpo@morid-law.com）で、ご連絡をいただければと思います。

事務所報「弁護士横山智実がテレビに出演しました」



1月28日朝7時から、TOKYO MXの朝の情報番組「モーニングCROSS」に、当事務所の弁護士、横山智実がコメンテーターとして出演しました。

猛威を振るっている新型コロナウイルスによる肺炎について、弁護士の立場から、指定感染症の行政裁量について解説。また、全日本吹奏楽連盟の事務局長らの不正受給や、障害児がいじめられて転校するというニュースでも、法律的問題点だけではなく、制度的な問題についての指摘も行いました。

特にいじめに関するニュースでは、日本子ども虐待防止学会の会員でもあり、当事務所の学校関連の事件を多く担当するなど経験豊富なことから、時間を割いて、具体的な文部科学省や内閣府の統計の数字や図表を、フリップを使いながら解りやすく説明いたしました。そして、いじめの被害者だけでなく加害者にも話を聞き、向き合う必要性や、学校による加害者の保護者への助言の重要性などを訴えました。

初めてのテレビ出演でしたが、司会の堀潤さんなどから番組中も高評価をいただくことができました。今後の活躍も温かく見守っていただければと思います。

事務所報「顧問先様 特別セミナーご招待」

当事務所では、日頃お世話になっております顧問先様を、心からの感謝を込めて、無料特別セミナーにご招待させていただくことになりました。

今回の特別講師には、俳優・タレントの長江健次さんをお呼びします。長江さんは、欽ちゃんファミリーでご活躍されたのち、萩本欽一さんに破門を告げられ、多くの試練を乗り越えてこられました。長江さんは直面した試練に対して、どのように向き合い、どのように自分の考え方を変化させ、生き方を変えたのか。萩本欽一さんの仕事への姿勢も含めて、お話しをしていただきます。

これらの内容は、会社の経営者様が難題に直面された際にお役に立てるのではないかと思います。



また、既に経営者様がご苦労されてきた場面とも重なり、共感される部分もあるのではないのでしょうか。

セミナー終了後には、懇親会も予定されております。長江さんもうらっしゃいますので、セミナーでは聞けなかったもっと深い話や裏話などを聞いてみるのも面白いかもしれません。もちろん、当事務所の所員もおりますので、普段聞けなかった法律的な話から雑談まで、ざっくばらんなコミュニケーションが取ればと思っております。また、顧問先様同士の情報交換の場としても、ご活用いただけますと幸いです。

詳細は個別にご連絡いたしますので、顧問先様は是非ご来臨賜わりますようお願い申し上げます。



事務所報「事務所旅行のご報告」

お天気も良く暖かだった昨年の12月14日、15日、日頃お世話になっている他事務所の先生方を
お招きし、毎年恒例の事務所旅行に行っていました。今年は箱根です。
スタッフは1便2便に分かれて、現地に向かいました。私が乗せていただいた車中では、初めはわい
わい旅の盛り上がりを見せていたものの、中盤からは気付けば2019年の振り返り、2020年の展望
などなど熱い仕事の話・・・みな、真面目です。お昼の時間も過ぎた頃、ミシュラン1つ星獲得の
「竹やぶ」という手打ちそばやさんに立ち寄ることにしました。割れたお皿やビー玉が埋め込まれ
ているアプローチを抜けると、芦ノ湖が見えました。私は迷いあぐねた結果、とろろそばにしまし
た。香り、食感、のどごし、とても美味しいお蕎麦でした。千葉の柏が本店のようです。

その後、年末会議も控えていたので、宿へと急ぎ
ました。

宿の会議室は立派、それに負けないよう内容も立
派に！！2019年の締めくくりをした所員一同でした。
会議終了後、他事務所の先生方とも合流し、各々温
泉に浸かるなどフリータイムを楽しみ待望の夕食タ
イムです。夕食は、森先生のご挨拶でスタート、森
先生お得意の芸人顔負けの楽しいトークを中心に、
リラックスした、笑顔の絶えない大宴会。その後も
夜な夜なさらに楽しい飲み会が続きました。



2日目は、朝食後、ゴルフ組、観光組に別れて行動しました。
ゴルフ組は、大箱根カントリークラブでのプレー。お天気も良く、最高のゴ
ルフ日和だったようです。優勝は普段から交流のあるゴルフ好きの先生でし
た。弁護士の岡井にゴルフの思い出を聞いたところ、岡井と弁護士高原との
微妙な順位争いが盛り上がったそうです。素晴らしい景色と美味しいごはん。
心身共に癒されて、元気をいただいた旅となりました。

森代表のゴルフ紀行

今回は、高知へゴルフに行ってきました。1泊2日で土佐カントリーとk o c h i 黒潮カントリーの
2コースを回るという非常にタイトなスケジュールでした。言わずと知れた土佐カントリーは女子プロ
のトーナメントコース、黒潮カントリーは男子プロのトーナメントコースです。

まず、初日の土佐カントリーは、距離はあまりないのですが非常に狭いフェアウェイで、とても苦し
められました。ただ、ティーグラウンドやグリーンから時々見える海は大変美しく、来てよかったな
と思わせる光景でした。調子はいまいちでしたが、関東のゴルフ場では見られないような海の景色をバツ
クにゴルフが出来て本当に楽しかったです。

2日目の黒潮カントリーは少し曇っていま
したが、こちらは土佐カントリーとは打って
変わって広々としたコースで、椰子の木など
南国情緒あふれ、日常を忘れさせてくれまし
た。さて、スコアですが、どちらも同じスコ
アでした。腕がないと狭い広いはあまり関係
ないのかもしれませんが（笑）。

なお、夜は当然のごとく鰹のたたきをいた
だきました。生のんにくと生姜、玉ねぎを
薬味に食べるのですが、本当に美味しかった
です。実は、鰹はあまり得意ではなかったの
ですが今では好物のひとつとなりました！



発行元：森大輔法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-1 南海東京ビルディング8階

TEL：03-6226-5096 FAX：03-6226-5097